

建 技 第 5 6 3 号  
平成 31 年 3 月 14 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

公共事業における地盤情報の取扱いについて（通知）

国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」（平成 29 年 9 月）において、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築する取組を推進することとしています。

この趣旨を鑑み、本県では、公共事業における地盤情報の取扱いについて、平成 31 年度より、下記のとおり、取り扱うこととしたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 国土地盤情報データベースへの地盤情報の登録について

地質・土質調査業務において得られた地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」による検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録を行うものとする。

なお、地盤情報の登録は、当該業務の受注者が実施するものとし、地質・土質調査業務の発注に際しては、別紙の特記仕様書を添付する。

2. 国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定費用について

国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定に要する費用は、「一般財団法人国土地盤情報センター」が行う検定内容を踏まえ、検定に要する費用は、同データベースの運営に必要な実費相当額を上限として設定するボーリング一本当たりの検定費用 2,000 円を用いて、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

3. 地盤情報の公開・利用の可否について

発注機関は、公共事業において取得した地盤情報について以下に示す特段の事情があるか否か判断を行い、特段の事情があると判断された地盤情報については、公開不可、利用不可として取り扱うこととする。

- ① 外交、防衛、国際条約に関連する情報（例えば、自衛隊施設に関連するもの等）
- ② 特定の団体や個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報（例えば、採石や天然ガス等の天然資源、温泉に関連するもの等）
- ③ 他機関や個人から提供された情報のうち、公開することを前提としていない情報（例えば、他機関から委託を受けて調査を行ったもの、公開に地権者の同意を必要とするもの等）
- ④ ①から③に該当する情報のほか、発注機関において、公開及び利用に当たって特段の事情があると判断する情報

発注機関は、公開・利用の可否について、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき、事前協議において受注者に指示することとし、受注者は、成果品データのうちボーリング交換用データ（以下「XMLデータ」という。）及び土質試験結果一覧表データに公開の可否に係る「公開可否コード」を記入した上で、一般財団法人国土地盤情報センターに対して検定の申込を行うこととする。

#### 4. 検定済の地盤情報であることの確認について

地質・土質調査業務における電子納品の確認に当たっては、検定証明書によって検定済であることを確認する。

担 当 建設ICT推進班 芹澤  
TEL 054-221-2128  
FAX 054-221-3569

## 地盤情報データベースに関する特記仕様書

受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果を「一般財団法人国土地盤情報センター」による検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

受注者は、地盤情報の公開の可否について、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。

受注者は、納品の際に、（一財）国土地盤情報センターから受領した検定証明書を「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）」に規定される OTHRS フォルダに格納することで、成果が検定済みであることを報告する。